

答 申 第 255 号

平成19年3月19日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年5月15日付け保指第179号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年7月19日付けで異議申立人から提起された、平成17年7月11日付け保指第346号の4及び平成17年7月13日付け保指第359号の3で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成17年7月11日付け保指第346号の4で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定1」という。）及び平成17年7月13日付け保指第359号の3で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定2」といい、「本件決定1」及び「本件決定2」を併せて「本件決定」という。）を取消すとの決定を求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

保険指導課〇〇室長より国へFAXで確認中と電話で聞いたので対象文書は存在する。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象となる行政文書について

開示請求書には「通所介護事業に関する違法（一般会計で会計処理及び日常生活に要する費用を通所介護に要した費用に含めて介護報酬の不正受給）」とあったので、介護サービス事業者の違法行為の存在を県が認定したことに係る文書を調査した。

その結果、鋸南町の通所介護事業運営に関する違法の存在を県が認定した文書は存在しなかった。

なお、念のため、県が鋸南町の通所介護事業に関して国に助言を求めたことを記した行政文書の有無についても調査したが、該当する文書は存在しなかった。

よって、請求に該当する行政文書は存在しなかったため、開示請求対象の行政文書は不存在であるとした。

(2) 異議申立ての理由について

異議申立人は、国にファクスで確認中と電話で聞いたとしているが、そもそも、鋸南町の通所介護事業運営に関する違法の存在を県は認定していないので、鋸南町の違法に関して国へ助言を求めた事実はない。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のよう

(1) 本件請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対し、平成17年6月8日付けで「介護保険の通所介護事業者の鋸南町がその通所介護事業に関する違法（一般会計で会計処理及び日常生活

に要する費用を通所介護に要した費用を含めて介護報酬の不正受給) に関して国に助言を求めたことがわかる書類回答書も含む」の行政文書開示請求(以下「本件請求1」という。)及び平成17年6月9日付けで「介護保険の通所介護事業者の鋸南町がその通所介護事業に関する違法(一般会計で会計処理及び日常生活に要する費用を通所介護に要した費用を含めて介護報酬の不正受給) に関して国に助言を求めたことがわかる書類回答書も含む(地方自治法に基づく助言分)」の行政文書開示請求(以下「本件請求2」といい、「本件請求1」及び「本件請求2」を併せて「本件請求」という。)を行った。

これに対し、実施機関は、本件請求に係る行政文書を調査したが、当該文書は、存在しないとして、本件請求1に対して本件決定1を、本件請求2に対して本件決定2を行った。

(2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

本件請求は、通所介護事業に関する違法に関して国に助言を求めたことがわかる書類の開示を求めるものであると認められる。

実施機関は、開示請求書において指摘されている事項について、違法行為の存在を認定した文書はないと説明し、また、念のため、県が鋸南町の通所介護事業に関して国に助言を求めたことを記した行政文書についても調査したが、該当する行政文書は存在しなかったと説明する。

確かに、実施機関は鋸南町の通所介護事業に関する違法行為の存在を認めておらず、また、本件審査の過程において、実施機関の説明を覆す事実は確認できず、通所介護事業に関する違法に関して国に助言を求めたことがわかる書類の開示を求めるという異議申立人の請求の趣旨を満たす行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は見当たらない。

また、その他本件請求に係る行政文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、本件請求に係る行政文書は存在しないと判断する。

異議申立人は、国へFAXで確認中と電話で聞いたので対象文書は存在する旨の主張をするが、対象文書の存在について具体的な主張をしたものではなく、実施機関がその事実を否定している以上、上記の実施機関の説明を覆すに足るものと言うことはできず、その主張は採用できない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
18. 5. 17	諮問書の受理
18. 6. 21	実施機関の理由説明書の受理
19. 2. 20	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成19年2月20日現在)